

県外販路拡大支援事業補助金交付要綱

制 定 令和 7 年 3 月 3 1 日付け畜第 9 9 8 号

（目的）

第 1 物価高騰で和牛肉の消費が低迷している中で島根県産肉用牛生産の拡大を推進していくためには、全国的な認知度を高め、国内外の販路を拡大していくことが必要である。そこで、県外（海外含む）での島根県産和牛の認知度を向上させ、販売の拡大に取り組む県内事業者（食肉卸、食肉販売業者、農場等）に、その経費の一部に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（事業実施主体）

第 2 事業実施主体は、県内に拠点を有する以下に掲げる者とする。

- （1）島根県産和牛肉を生産する農場
- （2）島根県産和牛肉を扱う食肉卸業者、食肉販売業者
- （3）その他知事が認める団体

（事業内容、補助率等）

第 3 事業内容、補助対象経費、補助率等は、別表に定めるところによる。

（補助金の交付申請）

第 4 事業実施主体が規則第 4 条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、交付申請書（様式第 1 号）に事業実施計画書（別添様式第 1 号）を添付して知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りではない。

（変更交付申請）

第 5 事業実施主体が、規則第 9 条第 1 項に規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、変更承認申請書（様式第 2 号）に事業実施変更計画書（別添様式第 1 号）を添付して知事に提出し、承認を受けなければならない。なお、重要な変更以外の軽微な変更については、別途指示を受けるものとする。

- （1）事業実施主体の変更

- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) 補助金を増額する場合又は 20 パーセントを超えて減額する場合
- (4) 事業内容の主要な部分に関する変更
- (5) その他知事が必要と認める場合

(概算払請求)

第 6 事業実施主体が概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書（様式第 3 号）を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第 7 事業実施主体は、事業が完了したときは完了報告書（様式第 4 号）により完了報告を行い、速やかに検査を受けなければならない。

(実績報告)

第 8 事業実施主体が規則第 10 条の規定により提出する実績報告書は、様式第 5 号とし、事業実績報告書（別添様式第 1 号）を添付すること。

2 提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の 3 月 15 日のいずれか早い日とする。

3 事業実施主体は、第 4 の第 2 項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、第 1 項の実績報告を行うにあたって、当該補助金に係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第 9 知事は、第 4 の第 2 項ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等相当額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該消費税等相当額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等相当額が確定した場合には、様式第 6 号による報告書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、消費税等相当額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿の保存)

第 10 補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から 5 年間保管しなければならない。

(県内中小企業者への優先発注)

第11 事業実施主体は事業の実施にあたって、物品及び役務の調達等を行う場合には、島根県中小企業・小規模企業振興条例（平成27年島根県条例第45号）第4条第2項に基づき、県内に事務所又は事業所を有する中小企業・小規模企業者に発注するよう努めるものとする。

（その他）

第12 この補助金を交付する事業を実施するにあたりその他必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

事業内容	対象経費	補助率	備考
島根県産和牛を県外（海外含む）へ販売拡大しようとする取組に要する経費の一部を支援する。 ＜要件＞ 1 県の施策推進に資する取組であること 2 島根県産和牛のブランド力向上（認知度向上、販売拡大等）につながる取組みであること	・報償費 ・使用料及び借上料 ・旅費 ・材料費及び消耗品費 ・分析・検査費 ・印刷製本費 ・広報費 ・委託料 ・通信運搬費 ・その他知事が必要と認めるもの	1／2以内 但し1事業者当たり補助金額1,500千円以内 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。	補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除く。

(様式第 1 号)

番 号
令和 年 月 日

島根県知事 様

事業実施主体の住所
事業実施主体の名称
代表者の役職及び氏名

令和 年度県外販路拡大支援事業補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり事業を実施したいので、県外販路拡大支援事業補助金交付要綱
第 4 の規定により、補助金_____円の交付を申請します。

- 1 経費の配分 別紙のとおり
- 2 事業の概要 「事業実施計画書」のとおり

3 補助金振込先

金融機関名		口座番号	
支店名		フリガナ	
預金種別	普通 ・ 当座 ・ 貯蓄	口座名義	

(別紙)

1 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

総事業費 (a)+(b)	補助対象経費	負担区分		備考
		補助金 (a)	その他 (b)	

2 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
補助金					
その他					
合計					

(2) 支出の部

(単位：円)

区分	本年度予算額 (又は本年度精 算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備考
			増	減	
合計					

3 事業完了予定年月日（又は完了年月日）

年 月 日

(様式第2号)

番 号
令和 年 月 日

島根県知事 様

事業実施主体の住所
事業実施主体の名称
代表者の役職及び氏名

令和 年度県外販路拡大支援事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、県外販路拡大支援事業補助金交付要綱第5の規定に基づき提出します。

記

1 変更の理由

2 変更内容

- 1) 経費の配分 別紙のとおり
- 2) 事業の概要 「事業実施変更計画書」のとおり

※ 記の別紙は、様式第1号に準ずるものとする。

この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

※ 「事業実施変更計画書」は交付申請書の「2 事業概要」に準ずるものとする。

(様式第 3 号)

番 号
令和 年 月 日

島根県知事 様

事業実施主体の住所
事業実施主体の名称
代表者の役職及び氏名

令和 年度県外販路拡大支援事業補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業について、下記により金_____円を概算払いによって交付されたく、県外販路拡大支援事業補助金交付要綱第 6 の規定に基づき提出します。

記

(単位：円)

交付決定額		月 日現在 予定出来高		補助金			事業完了予定 年月日	備考
事業費	補助金 (A)	事業費	補助金	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残額 (A-B-C)		
			(%)	(%)	(%)			

※ 1 交付決定額には、補助金の交付決定（変更があった場合は変更承認後）の額を記入すること。

※ 2 (%) 覧には、(A) を 100% とする割合を記入すること。

(様式第 4 号)

番 号
令和 年 月 日

島根県知事 様

事業実施主体の住所
事業実施主体の名称
代表者の役職及び氏名

令和 年度県外販路拡大支援事業補助金完了報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業について、下記のとおり完了したので、県外販路拡大支援事業補助金交付要綱第 7 の規定に基づき提出します。

記

(単位：円)

事業実施主体	
事業内容	
施行箇所又は実施箇所	
事業費	
県補助金	
事業着手年月日	
完了年月日	
備考	

(様式第 5 号)

番 号
令和 年 月 日

島根県知事 様

事業実施主体の住所
事業実施主体の名称
代表者の役職及び氏名

令和 年度県外販路拡大支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業について、県外販路拡大支援事業補助金交付要綱第 8 の規定に基づき、その実績を報告します。

(なお、併せて精算額 _____ 円を交付されたく請求します。)

記

1 経費の配分 別紙のとおり

2 事業の概要 「事業実績報告書」のとおり

※ 記の別紙は、様式第 1 号に準ずるものとする。

この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と実績の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように、変更前を括弧書で上段に記載すること。

※ 「事業実績報告書」は交付申請書の「2 事業概要」に準ずるものとする。

(様式第 6 号)

番 号
令和 年 月 日

島根県知事 様

事業実施主体の住所
事業実施主体の名称
代表者の役職及び氏名

令和 年度県外販路拡大支援事業補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった事業について、下記のとおり報告します。
記

- | | |
|---|---|
| 1 補助金等交付規則第 1 1 条にもとづく確定額
(令和 年 月 日付け畜第 号による額の確定通知額) | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 円 |
| 4 補助金返還相当額 (3 - 2) | 円 |

※ 3 の金額の積算内訳等、参考となる資料を添付すること。

別添様式第 1 号

県外販路拡大支援
事業実施（変更）計画書（実績報告書）

事業実施主体名		住 所	
代表者 職・氏名		電話番号	
担当者 職・氏名		メール	

連携事業者の概要

※ 産業分類欄は『農業』『小売業』『卸売業』『飲食サービス業』『宿泊業』のうち該当するものを記載

事業者・生産者名	産業分類	住 所	代表者 職・氏名

事業の目的、効果

(1) 事業の目的

(2) 期待される効果

事業内容、スケジュール等

(1) 実施体制

※ 事業実施主体と連携事業者との役割分担を記載

実施体制	本事業における役割
事業実施主体	
連携事業者	

(2) 事業内容

※ 取組の詳細な内容について、図やテキストで記載

(3) 実施スケジュール

※ いつ、だれが、何をするかを記載

事業の効果 ※実績報告時に記載

(1) 事業実施により得られた効果 ※ 期待される効果に対応した事業効果を記載				
(2) 今後の課題および取組み ※ 補助事業終了後の継続や事業発展への見通しを記載				
補助対象経費 内訳				【単位：円】
項 目	補助事業に 要する経費 【A】	うち消費税 及び地方消 費税 【B】	補助対象 経費 【A-B】	積算根拠 ※ 見積書等を添付
報償費				
使用料及び借上料				
旅費				
材料費及び消耗品費				
分析・検査費				
印刷製本費				
広報費				
委託料				
通信運搬費				
その他経費				
補助金申請額 【C】			千円	

- ※ 添付書類
- 【補助金交付申請時】
- 事業実施主体の定款^{注1}^{注2}(法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に則する産業分類が判断できるもの)
 - 注1)協議会等の場合は規約、構成員名簿
 - 注2)個人の場合は不要
 - その他知事が必要と認める書類
 - 見積書等の積算根拠資料
- 【実績報告時】
- 成果品(制作したパンフレット等)又は納品・制作物の写真、調査等の分析結果
 - 納品書・請求書
 - 金融機関振込受領書、領収書
 - その他知事が必要と認める書類